様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第１回みよし市こどもの権利擁護委員会		
開催日時	令和８(2026)年９月２日(水) 午前１０時から午前１１時１５分まで		
開催場所	みよし市役所２階　２０２会議室		
出席者	【委員】 永谷委員、星委員、村上委員 【事務局】 木戸こども未来部長、近藤こども政策課長、岩川こども政策課副主幹、一丸こども政策課主査 【説明のために出席した者】 鈴木学校教育課副参事、長谷川学校教育課指導主事		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	こども未来部こども政策課　岩川、一丸 電　話　0561-32-8034(直通) メール　kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	●近藤課長：定刻になりましたので、ただ今から、第1回みよし市こどもの権利擁護委員会を開催いたします。会議に先立ちまして礼の交換を行います。ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。はじめに、こども未来部長の木戸よりごあいさつさせていただきます。 ●木戸部長：本日はお忙しい中、第1回みよし市こどもの権利擁護委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年の7月に委員を委嘱させていただき、こどもの権利条例を制定、施行したところでございます。1年経ったところですが、今のところこどもの権利侵害に関する相談や申立等はございません。ただ、申立がないから良いということではなく、我々が取り組まなくてはいけないことは、こどもたちに、こどもでもこんなことを言っていいんだよということをしっかりと伝えていくことだと考えております。今年度から小中学校へのこどもの権利出前教室という形で、永谷委員にもご協力いただき、取り組みを始めているところです。 学校も夏休みが終わりまして、こどもたちの元気な顔が学校に戻っている頃だと思います。話は変わりますが、夏休みの間は給食がなくなるということで、お昼を食べないで我慢するお子さんが夏休みの間は普段の2.5倍になるというデータもあるよ		

	うです。そういったことから、本市では、夏休みの間のこどもの食事支援の取り組みとして、市内11か所の公共施設でお弁当を配布しました。1食550円のお弁当を市が200円負担して350円で提供し、低所得世帯のお子さんに関しては無料という形で、土日や公共施設の閉館日を除いて平日週4日間、合計で20日ほど実施しましたところ、合計で4,100食を超える注文がございました。今後、実施しましたアンケートの結果に基づいて、事業の効果を検証して参りたいと思っているところでございますが、まあまあの実績が上がったということで、冬休み、春休み、そして来年の夏休みも継続していく必要があると考えております。 この他にも、後ほど説明させていただきますが、様々な取り組みを報告させていただきます。その中で、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見やアドバイス等をいただき、事業のブラッシュアップを図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。 ●近藤課長：本日の会議は公開となっておりますが、傍聴の申出はありませんでしたのでご報告させていただきます。また、本日の出席委員は3人で、みよし市こどもの権利条例施行規則第13条第2項の規定により、半数以上の出席がございますので、成立していることを報告いたします。 それでは次第に沿って事務局より説明させていただきます。議題1「令和8年度事業について」説明お願いします。 ●岩川副主幹：資料1をご覧ください。令和8年度の事業について説明させていただきます。周知・啓発について、今年度は新たな事業として、教員と保護者向けの講演会を開催いたします。こちらは教育委員会で毎年行っている教育講演会と合同で実施するもので、10月28日の午後、カネヨシプレイスで開催いたします。この講演会の講師を永谷委員にお願いしており、ご承諾をいただいております。永谷委員よろしくお願いします。永谷委員にはこどもの権利擁護委員として、こどもの権利について、弁護士のご経験から知見をお話しいただきたいと思っております。 また、小中学校に出向いて出前教室を開催いたします。人権週間のある12月に、小学校3校、中学校1校で開催いたします。小学校の講師は、みよし市こども会議でファシリテーターをお願いしている前田守彦氏、中学校での講師は永谷委員にお願いし、ご承諾いただきました。今年度は小中学校合わせて4校で開催いたしますが、令和10年度までの3か年で全12校において開催する計画をしております。 続きましてこども会議についてです。こども会議につきましては、令和6年度から実施しておりますが、昨年度より回数を増やし、計12回開催いたします。昨年度は、こどもが意見を言いやすい環境づくり、雰囲気作り、参加したいと思えるチラシづくりなど、こども会議の実施方法についてこどもたちの意見を聞きました。こどもたちが笑顔で参加している写真、「意見は否定されない」「おかしやゲームの時間もある」「市長・教育長と話ができる」などの文言をチラシに掲載しました。開催方法

	としては、市役所の会議室だけでなく市内公共施設を広く利用することで、緊張感の緩和や、自宅から近い施設でも開催されるように見直しをしました。会議のテーマでは、市が計画策定等でこどもの意見を聞く機会を作る、また、こどもたちの意見を基に「こども会議交流会」というイベントを開催するなど、内容を充実しました。「市役所の職員が開催するこども会議に参加する」ところから、徐々に「こどもたちが主体的にこども会議の内容を考える」ように取り組みを進めていこうと考えております。説明は以上です。 ●近藤課長：それでは、今の説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。 ●木戸部長：こども会議はすでに開催中でございますが、他のものはこれから行うところでございます。 ●村上委員：こどもの権利出前教室は、いつまでに12校すべてで行うのでしょうか。 ●近藤課長：令和10年度まで、令和8，9、10年度で考えております。 ●永谷委員：こども会議交流会というのはどういう催しですか。 ●岩川副主幹：こどもたちに意見を聞いていないので実際の形はまだ決まっておりませんが、おかよし交流センターまたはみなよし交流センターを使い、こども会議で1年間行ってきたことを発表したり、友達に、こども会議ではこんなことをやっているんだよといったことを周知するような会を実施しようと考えています。 ●永谷委員：これから実施するということですか。 ●岩川副主幹：そうです。 ●近藤課長：続きまして、議題2「職員の不祥事防止と児童生徒・保護者からの信頼回復に向けて（20の取組）実施状況について」説明お願いします。 ●鈴木副参事：資料2をご覧ください。通称「20の取組」といっているものです。資料の日付が7月30日になっているのは、取組状況を確認したのがこの日ということです。この20の取組は、昨年度の本市教員による不祥事を受け、二度と繰り返さないために昨年度から取り組んできたものです。 まず、1基本的な服務規律の遵守についてです。本文書については、昨年度も教員の不祥事発覚後に保護者へ周知いたしましたが、本年度4月にも再度周知いたしました。また、不祥事防止に向け、校長会、各種通知に沿った校内での周知・注意喚起、新たな教職員へ意思確認書の提出を求めてきました。 2盗撮行為防止のための具体的対策としては、個人のスマートフォン等での撮影は禁止、撮影が必要な場合は、学校所有のタブレット等で撮影をするようにしています。撮影データについては学校で管理しています。教室、トイレ等の点検は管理職が毎日確認してチェックし、カメラ等がないかを確認しています。学校ホームページの写真はコピーできないようになっており、内容によってはパスワードをかけたりして写真が悪用されないようにしています。更衣室等の点検・修繕・カメラの再整

	備については、(6)に挙げたものはすべて修繕済み、設置済みで、やむを得ず、水泳の授業で教室を使用する場合には、外から見えないような工夫をしています。また、安心カメラの設置については、後ほど再度説明いたします。 3わいせつ行為防止のための具体的な対策につきましては、すべて現在も継続中です。(3)の※印に関することですが、部活動や地域クラブにつきましては、現在、専用のアプリを使用してコーチ・監督と練習日程や欠席等の連絡をしているため、試合の時等、やむを得ず使用することがあります。他にも修学旅行や野外学習等で、やむを得ず教員の個人端末を使用する場合もあり、その場合はあらかじめ保護者にお知らせをし、カメラレンズにシールをつけて使用することにしています。 4児童生徒への啓発と支援体制の整備につきましては、すべて継続中です。(3)のアンケートにつきましては、昨年度、「みよし市内中学校における盗撮等事案に関するプロジェクトチーム」からの助言を受け、年2回行うと良いとのことでしたので、9月中旬に実施予定です。結果をまとめて、安心カメラに対する不安がないかを含め、こどもたちの安全が守られているか確認してまいります。 5児童生徒を大切にした活動の推進につきましても、すべて継続中です。(2)につきましては、各学校で特に重点を入れていることです。市内の小学校では、試行的に学年担任制といって、2クラスを3人で見るといった、クラス担任ではなく学年担任というかたちにしている学校もあります。より多くの目で見るとともに、相談しやすい環境づくりに努めています。 現時点で、性暴力の被害など、取り返しのつかないような事態は発生していません。もちろん、いろいろなトラブルをはじめ、いじめも起きていることも事実ではありますが、早期発見と早期対応、組織的な対応に努めています。また、こどもの小さな変化に気づけるよう、多くの目で見守ったり、相談しやすい環境づくりに努めたりして、こどもたちの安心・安全を今後も守っていきます。説明は以上です。 ●近藤課長：今の説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。 ●村上委員：わいせつ行為防止のための具体的対策のところで、部活動で個人のスマートフォンを使用する場合のカメラシールとはどんなものですか。 ●鈴木副参事：カメラのレンズに貼る「撮影禁止」と書かれた専用のシールを貼って使用しています。 ●村上委員：そのシールを通して撮るということですか。 ●鈴木副参事：シールが貼ってあると撮れなくなります。個人のスマートフォンのカメラ機能を使えないようにするシールです。どうしても休日の試合がありますと、けがをした場合に保護者に連絡をとる必要があったり、修学旅行や野外学習でも個人のスマートフォン使用が必要になったりする場合があります。携帯電話をレンタルする方法もありますが、費用等の面でこどもたちの負担になってしまいますので、やむを得ず使用しています。

	●村上委員：大変悩ましいところですね。緊急時等は必要になりますからね。 ●永谷委員：4(1)に、校内にこどもの相談担当教員がいらっしゃるということですが、次に外部機関等の相談窓口についても書かれています。みよし市では外部の相談窓口をどこかに設けているのですか。 ●鈴木副参事：外部の相談機関としては、まず教育委員会の機関として、教育センター「学びの森」に心理士が4名とスクールソーシャルワーカーが4名いますので、そちらで相談することができます。校内の相談窓口の心の教室相談員や心の相談担当教員というのは、何でも話せる人という位置づけです。また、スクールカウンセラーが週に1回は学校に行けるようにしております。県の配置だけだと2週間に1回しか学校へ行けないのですが、市でスクールカウンセラーの費用を負担し、どの学校も週1回はスクールカウンセラーが校内にいる状態にしています。 ●永谷委員：外部通報窓口を設けて、知っている先生には相談しにくいことを外部の人に相談できるようにしておくのは大事だと思います。学びの森の相談員というのはこどもたちに周知されているのでしょうか。 ●鈴木副参事：周知できていると思っております。それはなぜかというと、4月に一度チラシを配布し、長期休み前と後にも配布します。ほかにも国や県から通知があるたびに配布しておりますので、年に5、6回ほど、こういう窓口があるということは周知しています。それを個人が見ているかということになると確認は難しいですが、こどもたちには口頭でもお知らせをするようにしていますので、「ある」ということはわかっていると思います。 ●永谷委員：周知されているということですね、わかりました。 ●星委員：学びの森以外にも相談窓口はありますか。 ●鈴木副参事：市内では他に、心の電話相談やくらしはたらく相談センターにも相談窓口があります。そういったみよし市の相談窓口をすべて一覧にして配布しています。 ●星委員：私は愛知県警の行っている、いじめなど広く相談に乗る支援員と関わっているのですが、ライン等での相談がよくあるらしいので、そういった相談先も載っているといいなと思います。 ●鈴木副参事：中学生に関しては、今年度から悩み相談アプリを導入しており、タブレットを通していつでも相談できる体制が整っています。 ●星委員：それはどこにつながるのですか。 ●鈴木副参事：日中は指導主事です。指導主事というのは教育委員会にいる教員のことです。夜間と休日は業者に委託して対応してもらっています。 ●星委員：校外に相談できるというのがいいですね。やはり校内だと相談できない子も多いと思います。 ●鈴木副参事：導入した4月は80件ほど相談がありました。往復のやり取りを含むと500件くらいになります。少しずつ減ってきていますが、毎月30～40件ほど相談があります。

	●星委員：どういった内容ですか。 ●鈴木副参事：多くは恋愛相談など、深刻なものは多くありませんが、深刻な件について、学校と連携して支援できた事案がありました。1件でも手助けできて良かったのかなと思います。 ●村上委員：それは入学時にチラシを配布するのですか。 ●鈴木副参事：タブレットにすでに入っていますので、そこからすぐに相談できるようになっています。 ●永谷委員：児童生徒の皆さんは、タブレットを持って帰っているのですか。 ●鈴木副参事：中学生は基本的に毎日持ち帰っています。 ●永谷委員：家庭からＳＯＳを出すことも考えられるということですね。 ●鈴木副参事：そうですね、学校の休み時間中でもできます。 ●星委員：3(1)校内フリースクールで、本人・保護者の希望があればフリースクール内の様子を録画撮影する取り組みとありますが、これはどういったものですか。 ●鈴木副参事：校内フリースクールは、閉鎖的なところが多です。なぜならこどもたちが人目につかない、そういったところを好むからですが、それが不安で、要望があれば撮影しないわけではないということです。ただ実際に要望があったことはないので、録画撮影をしたことはありません。 ●星委員：想定としては、希望があればタブレット端末で全体を撮るということですか。 ●鈴木副参事：そうです。 ●星委員：先ほどおっしゃったとおり人目の少ないところを好む子たちなので、映りたくないという希望の方が多いのかなと思いました。例えば一人の保護者が希望しても、他の子たちの了解が取りづらいのではないかと思います。もし撮りたいという要望が出たときは難しいですよね。 ●鈴木副参事：おっしゃるとおりだと思います。 ●永谷委員：個人のカメラやスマートフォンの使用を禁止したのは大きな前進だと思うのですが、今時は小さいカメラ等たくさんあるので、いくらでも撮れてしまいますよね。そのあたりも、議論されているとは思うのですが、何か対策はありますか。 ●鈴木副参事：おっしゃるとおり、撮ろうと思えば撮れてしまうのですが、我々としては、更衣室等に怪しいものがないか点検するといったことが現時点では限界かなと思います。 ●永谷委員：そうだろうなとは思います。やろうと思えばできてしまうので怖いですね。 ●近藤課長：続きまして、議題3「安心カメラ(防犯カメラ)の運用状況について」説明お願いします。 ●鈴木副参事：資料3をご覧ください。安心カメラにつきましては、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備するため、学校施設内での犯罪抑止を図り、安全対策を強化するためのものです。2にありますように、昨年度中に設置し、本年度4月から運用を開始しています。3は安心カメラの設置例です。教室の中等を撮影するのではなく、トイレや更衣室の出入り口が映るよう設置しています。4(1)は安心カメラの設置台数です。小中学校に、計194台設置いたしました。(2)は撮影データ

	例で、このように映ります。 (3)安心カメラの運用ルールにつきまして簡単に説明いたします。撮影されたデータは校長室にある装置に保管され、装置には鍵やパスワードがかかっています。鍵やパスワードは教育委員会で保管しているため、普段は誰も見ることができません。撮影データの保存期間は30日間で、月に1回、教育委員会と校長で動作確認をしています。ただし、警察が関係することやいじめ等の重大問題の解決のために必要だと教育委員会が判断した場合は、撮影データの閲覧及び提供をすることもあります。最後に(4)の運用後の児童生徒、保護者、教職員の反応についてです。不安が広がることを心配していましたが、良い意味で大きな影響はありません。それでも、こどもたちの中から「トイレが映っているか不安」などという声が上がってくることがありますので、トイレは映らないことや監視するためのものではないことをその都度、説明しています。保護者からは、安心できるという声もいただいています。説明は以上です。 ●近藤課長：今の説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。 ●永谷委員：実際に運用して何か月か経ちましたが、データを提供してほしいという要望は今のところはありませんか。 ●鈴木副参事：見たいという要望はありましたが、実際に見せたことはありません。基本的には、保護者に提供することはしていません。 ●永谷委員：例えば、うちの子がいじめられているかどうか確認したいという要望がありそうな気はしますが、そのようなことはありませんか。 ●鈴木副参事：そういった要望はいくつかありました。 ●永谷委員：要望があったときに学校として確認はしますか。 ●鈴木副参事：学校は確認しないです。ただ、保護者の方から要望があり、正式な手続きを踏んでいれば、法律的な問題を解決した形で提供することになると思います。 ●村上委員：私はこのカメラをつけるときの会議に参加しました。その時に保護者から、意味がないのではないか、これだけの予算を使うのはどうなんだ、という意見が出ましたが、あくまでも抑制する、安心のためのカメラという位置づけなんですね。ただ、まだまだ名古屋市でもカメラをつけているところはありませんよね。みよし市は早いですよね。 ●鈴木副参事：はい。いろいろなところから視察があります。 ●村上委員：名古屋市はこれからつけるため予算を組もうとしていると聞きました。 ●鈴木副参事：はい。名古屋市からも視察に来られました。 ●村上委員：実際にカメラをつけて、保護者からは安心できるという声はありますか。不安は広がっていませんか。 ●鈴木副参事：はい。ただ、まったく保護者から反対の意見がないというわけではなく、もともと学校はそういう場ではないという意見は初めからありましたので、安心できるというのがすべての保護者の意見ではありません。 ●村上委員：万が一、警察沙汰になるようなことがあれば提供するのですか。

	●鈴木副参事：そうですね。運用上のルールで、保護者から見せてほしいという要望があった場合には、30日間しか保存ができないため、要望があった時点でデータを取り出しておくことになっています。実際に要望があった時にも、データの保存はしました。そういった形で後からでも対応できるようにしています。 ●村上委員：データ保存も無料ではないですからね。データを1年間保存しておいた方がよいのではないかという意見もありましたが、そこまでのお金はないとおっしゃっていました。 ●鈴木副参事：そうですね。 ●永谷委員：以前の会議の中で、開示するかどうかをこの委員会で判断するという話も出たのですが、そういう形ではなくなったのですか。 ●木戸部長：案件にもよるでしょうね。 ●鈴木副参事：そうですね。いざそうなったときはこちらの委員会でという話は教育委員会でも出たことはあります。今のところそこまでの要望はありませんが。 ●永谷委員：運用している中で、実際に事故等が起きれば活用しなければいけないことも出てくるでしょうね。 ●近藤課長：続きまして、議題4「みよし市学校あんしんモデルについて」説明お願いします。 ●鈴木副参事：資料4をご覧ください。みよし市学校あんしんモデルについては今年度9月から取り組んでいるもので、もともとイギリスにセーフガーディングチームという安全保護主任の制度があり、それを基にみよし市として取り組んでいるものになります。 目的は、養護教諭を新たに任用し、養護教諭による安全保護主任、みよし市では「学校あんしんリーダー」と呼ぶことにしていますが、そのリーダーを中心とした学校あんしんチームを組織して、児童生徒の人権を侵す全ての事案の発生予防と早期把握・対応に努め、児童生徒が安心・安全・健康に学校生活を送ることができるようにするためのものです。そのために2にありますように、安全保護主任、つまり養護教諭を新たに任用します。この養護教諭は、令和8年9月から市内全小中学校に配置するため任用しています。ただ、現実を申し上げますと、この時期ですので全ての小中学校というわけにはいかず、2校ほど配置できていない学校があります。一日7時間の勤務ですので、児童生徒が学校にいる時間は勤務することになります。現養護教諭が安全保護主任を務めるのか、新たに配置された養護教諭が務めるのかは学校判断となっています。みよし市では経験の多いものが現養護教諭として配置されておりますので、その者が安全保護主任を務め、その分の養護教諭としての仕事を新たに配置された者が補う形になるのが現実的です。 4セーフガーディングチームの主な役割・内容につきましては、児童生徒の人権を侵す事案の発生予防と早期把握・対応、不登校児童生徒への支援、外部機関との連携、先ほど申し上げた「20の取組」の継続的な推進等です。これらを推進していくために、セーフガーディングチームによる会議を毎週開催し、こどもたちを継続的に支援していくようにしています。

	5安全保護主任につきましては、資料に記載されているとおりです。その中で、体とこころの学校検診というのは今年度から取り入れているもので、こどもたちが簡単なアンケートに回答することで、その結果が保護者のもとに送られてきます。その結果によって、もし良ければこんな医療機関に相談できますよという情報が保護者に通知されるので、保護者が希望すればその医療機関とすぐにつながることができるというものです。医療機関と不登校や不安を抱えている子たちがつながることがみよし市としての課題でしたので、何とか医療機関につないでいきたいということでこのようなものを導入しました。市内のいろいろなクリニックの協力を得てできている仕組みとなっています。他に、児童生徒の心身のケア、事案発生時の対応など、中心的に担っていきます。 6今後の予定につきましては、研修の実施や効果の検証等行っていきます。説明は以上です。 ●近藤課長：今の説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。 ●村上委員：こどもたちは、アンケート結果が保護者に通知されるということを知った上でアンケートに答えているのですか。 ●鈴木副参事：アンケートを実施するときには、本人と保護者の同意が必要です。懇談会等で、仕組みや連絡の方法について説明して同意書をいただいた場合にできることなので、すべて承知していることになります。 ●村上委員：親にも言えない子もいますよね。 ●鈴木副参事：おっしゃるとおりです。結果といっても簡単な結果で、1～5の中から選択して答えていくようなものなので、深刻な結果が含まれたものが保護者に行くというものではありません。 ●星委員：具体的にはどんな内容ですか。 ●鈴木副参事：確認しますので少しお待ちください。 ●村上委員：対象は小中学生ですか。 ●鈴木副参事：そうです。 ●村上委員：小学校高学年や中学生の思春期は、心と体のアンバランスが生まれてきて、自分で自分がよくわからなくなる時期なのですが、その時期は大人の見守りがとても大切になってきます。ただ、親には言えない子や、親に相談できるだけのキャパがないなど、いろいろな家庭があります。言い出したらきりはないのですが、悩ましいところですね。 ●鈴木副参事：いろいろなお子さんがいますので、悩み相談アプリや、直接話せる子は直接相談したりと、こういったものを利用して救われる子が一人でもいればということで、あらゆる方面からいろいろな子に対応できるようにしています。 ●村上委員：医療関係につながったり専門家のアドバイスがあるのはとてもいいことだと思います。保護者からの相談はないのですか。 ●鈴木副参事：このシステムでは保護者が相談することもできます。 ●村上委員：幼児教育の世界に長らくいて、乳幼児の場合は周

	りの大人がしっかりとこどもを見守っていくことが大切だとわかるのですが、やはり小中学生になってくると、個が主体的に動き始める時期なので、大人の見守りがなかなか難しくなってきます。個人差や家庭環境も違いますので、いろいろな大人が見守らないといけません。今、大学生を見ていると、本当にいろいろな子がいます。その子たちが学んでいる姿勢を見ていると、こどもを大人が見守るべき社会になっているのだろうなと感じます。だからこそ、こういう支援は必要だと思います。養護教諭は抱えるものが大きいと思うのですが、外部のスクールカウンセラーや臨床心理士たちとチームを作って動いていくということですか。 ●鈴木副参事：市の心理士は学びの森に常駐していますが、スクールソーシャルワーカーは学校と行き来ができるので、連携しつつ、必要があれば一緒に動くことはできます。 ●村上委員：臨床心理士は学びの森から動かないのですか。 ●鈴木副参事：基本的には学びの森にいて、夕方相談したい人のために週1回、毎週木曜日に市役所で午後6時から8時まで相談を受けています。 ●村上委員：こどもに特化した心理士なのですか。 ●鈴木副参事：それなりの経験がある方ばかりです。実際には学びの森での相談だけでも時間が埋まってしまいます。学校のスクールカウンセラーも、私が昨年度勤務していた小学校では1か月先まで予約が埋まってしまっており、身動きを取りようがないところがあります。 ●村上委員：現場で事案が多すぎるのですか。 ●鈴木副参事：そうですね。そういったこともあり、あの手この手でつなごうとしています。 先ほどの体とこころの学校検診のところのお話ですが、アンケートの具体的な質問内容としては、例えば体のことに関しては、昼食を食べない・食事は一日1食・食べる気がしない・吐き気がする・胃のあたりが痛む・ふらふらする感じがあるといったことに答えていきます。学校での困りごとに関しては、先生に注意される・じっと座っているのがつらい・友達とけんかになる・細かい作業が苦手等、すべてではありませんがそういった項目があります。不安や過敏性に関しては、人に言われたことを気にしやすい・嫌なことを嫌と言えない・人前で上手くしゃべれない・すぐ涙が出るといった項目に回答します。 ●永谷委員：アンケートに回答する時間は定期的に設けていますか。 ●鈴木副参事：基本的には校内で実施することを想定しています。同意をもらった上で、校内で時間を設けて回答してもらっています。 ●永谷委員：年に1回はそういう時間を設けているのですか。 ●鈴木副参事：年に2回ほどです。 ●星委員：今の内容だと、保護者に知らせないなら答えてもいいという子もいると思いました。もちろん保護者に知ってほしいことではあるけれど、不安があるということ自体も言いたくないという子の方が抱えている深刻度が高い可能性があるので、場合によっては保護者に知らせずに実施してもいいのでは

	ないかと思いました。紙ベースで学校だけが把握することを前提として、こどもたちが安心して答えられるといいと思います。その内容だと、ご飯を1食しか食べさせてもらっていないという言い方にもなってしまいます。こどもが親に言いたくないことを学校が親に知らせてしまってこじれるという案件は多く、親がこどもを責めてしまって、こどもがもっとつらい立場になってしまうことがあります。ただ、医療機関につながるというのはとても画期的だと思います。自分の大学の相談室に来る親子を見ていると、こどもが嫌がっても医療機関に行ってほしいケースはとても多いので、医療機関につなげられるのはとてもいいなと思うのと同時に、親に知られたくない子たちをどう拾うかが課題だと思いました。 ●長谷川指導主事：実施できるのは同意を得られた方だけなので、実施率が100％に近い学校もあれば、中学校だと7割のこともあります。質問の中で虐待に関することもあるのですが、病院に行った時に医師が開く資料の中でもすぐには出てこないようになっていて、絶対に保護者に見せないようにということは医師も把握しています。 ●村上委員：親はどんな質問をしているかわからないということですか。 ●長谷川指導主事：虐待に関する3項目については、保護者にはわからない形になっています。 ●村上委員：同意するにあたって、質問項目については開示している部分と開示していない部分があるということですか。 ●長谷川指導主事：そうです。 ●村上委員：虐待の部分は開示していないということですか。 ●長谷川指導主事：はい。 ●永谷委員：学校安心リーダーは毎週会議や取り組みのチェックなど、大変な仕事と思います。ぜひ市としてサポートしてほしいです。 ●星委員：まだ始まったばかりだと思うのですが、この方たちへの研修はありますか。 ●鈴木副参事：まだ完全に配置できていないので、10月頃を予定しています。7月に説明会は行いました。 ●星委員：大学に同じような立場の高校の先生が1年間研修に来ていて、その先生たちは授業をやりながらこういったコーディネートをしていて大変そうでした。学校安心リーダーは専属で、もう一人の先生が養護教諭としての業務を行うのでしょうか。 ●鈴木副参事：主ではありますが、一日中学校安心リーダーの業務があるわけではないので、養護教諭の仕事も行います。 ●星委員：高校の先生は疲弊していました。養護教諭として学んだこととは違うことも多く大変だと思います。 もう一点、みよし市安心モデルの目的の部分は定型文なのでしょうか。3行目の「性暴力、いじめ、不登校、虐待、自殺など、児童生徒の人権を侵す全ての事案」の部分で、不登校が含まれていていいのかなと思いました。不登校は人権を侵す事案に含まれるのか。自分の意志で不登校をしている子や関わっている人たちにとっては、そこがプライドになっていることがあ

	ります。不登校の原因は人権侵害だったのかもしれませんが、言い回しには当事者への配慮が必要だと思います。 ●永谷委員：学校に行かない権利ともいわれますからね。 ●星委員：場合によっては、権利侵害と不登校は分けた方が良いのではないかと思います。 ●鈴木副参事：ありがとうございます。 ●近藤課長：続きまして、議題5「こども会議におけるこどもの意見について」説明お願いします。 ●岩川副主幹：資料5をご覧ください。今年度は、8月4日に市長・教育長との意見交換会を開催しました。当日は高校生4人、中学生3人、小学生14人が参加し、添付資料のとおり、学校の授業や設備の話、街灯の整備や遊び場の確保などのインフラ関連や郷土料理の啓発、みよし市創造劇場を作るといった文化的事業等、幅広い意見が発表されました。その中で、こどもの権利侵害に関連がありそうなものについて色を付けさせていただきました。まずはこども自身がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、犯罪被害に合わないようにするための要望です。中学生、高校生では、自転車で登下校する際に事故や怪我の不安がなく安全に移動できるように、歩道・車道・街灯の整備をしてほしいといった意見が複数ありました。学校関連では、教育内容の拡充や設備の充実などは色を付けておりません。授業中の学習環境の向上やレベルに合った教育を受けたいという要望、自転車通学に関する校則の見直しについての要望がありました。それらに対して、市長・教育長からは、既存の事業を拡充したり、対策可能なものについては改善をしていく旨の回答がなされました。また、こどもから意見を伝える活動をぜひ継続してほしいことを参加者に伝えていました。今後の対応としては、学校現場に関するものは、教育長から校長へ内容を伝達します。市役所関連は、庁内で情報共有し、担当課の考えをまとめ、今後のこども会議で回答していきます。 ●近藤課長：今の説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。 ●星委員：授業中は静かにしてほしいというのは難しいですね。個性の話でなければ対応可能かもしれませんが、なかなか大変だなと思いました。 ●永谷委員：こんなに多種多様な意見をこどもたちが言ってくれたのは素晴らしいですね。どういう働きかけをしたらこういう意見が出てきたのですか。 ●岩川副主幹：市長・教育長との意見交換会を行う前に準備のためのこども会議を3回開催し、少しずつ、自分の思いを伝える方法や意見発表がどのような人たちへ影響するかといったことを考え、最終的に市長・教育長へ本当に伝えたいことは何かを考えるワークショップを段階的に実施してきました。 ●村上委員：そのワークショップは学校別ではないのですか。 ●岩川副主幹：学校別ではなく、こども会議の中で実施しました。 ●近藤課長：ファシリテーターがこどもの意見を上手に引き出しています。意見を出しやすい環境を作ってくれている印象があります。

	●村上委員：ファシリテーターは前田先生ですか。 ●岩川副主幹：そうです。 ●永谷委員：たくさん意見を出していただいたので、意見を反映していきたいですね。 ●村上委員：市長、教育長に意見を言った後のこどもたちの様子はどうでしたか。 ●岩川副主幹：やり遂げたという達成感を持っていました。その後、振り返りをする時間を設けていたのですが、気持ちが高ぶってしまい、落ち着いてできませんでした。 ●近藤課長：緊張が解けて、興奮が収まらないといった様子でした。こどもたちにとっていい経験になったと思います。 ●永谷委員：南中学校の自転車ルールは、2学期にでも話し合いができそうですね。学校へフィードバックはできませんか。三好中学校の授業中静かにしてほしいというのも、クラスで一度話し合ってもいいと思います。聞きっぱなしではなく、やれることはやっていけると、自分の意見が反映されている実感が持てますし、これをきっかけに次のアクションにつなげていっていただきたいです。街灯を増やす等、すぐにはできないこともありますが、できそうなこともたくさんありそうですね。 ●近藤課長：街灯を増やすというのは大人は気づけない、こどもの目線から見た意見ですので、そういったものはありがたいです。大人の目線では安心だと思っていても、こどもから見たら不安に感じることもあります。こういったものは担当課へ伝えていきます。 ●星委員：市からのフィードバックをこどもに知らせる機会はありますか。 ●岩川副主幹：今、庁内の担当課に今後の見通しについて照会をかけているところです。今年度のこども会議の中で回答したいと考えています。 ●近藤課長：今後、予算を決めていく時期でもありますので、今各課にお願いしているところです。 ●木戸部長：学校の中での意見については、教育委員会へ意見は届きますか。 ●岩川副主幹：教育長から指示があり、各校長へ届けるための資料を作成しています。 ●木戸部長：各学校まで意見が届くようになっているということですね。 ●星委員：自分の意見が届くというのはこどもたちにとって嬉しいことですね。 ●永谷委員：難しいことは難しいというフィードバックも必要ですね。聞きっぱなしは一番良くないので、何かしら回答してほしいと思います。 ●近藤課長：意見交換会の場で、市長と教育長が方向性までは回答しました。 ●木戸部長：市長・教育長のその場での意見もつけて担当課に渡してありますので、それを踏まえた回答を各課が作成すると思います。 ●永谷委員：できるだけ実施する方向で進むといいですね。今後、こども会議は毎年同じような形で行うのですか。

	●近藤課長：はい。来年度以降も行う予定です。 ●木戸部長：最終的な結果については、第2回の会議で報告したいと思います。 ●永谷委員：どういう形でフィードバックしたかも含めて、この委員会で情報共有してほしいです。この委員会は、提案することはできませんが、1つか2つ意見を取り上げて掘り下げても面白いかもしれません。 ●近藤課長：全体を通して何かご意見がありましたらお願いします。 ●星委員：カメラや安心モデルなど、確実に市が動いているのは良いと思います。とにかくやってみて、駄目だったら修正していくという前向きな姿勢は良いと思います。 ●永谷委員：こども関連の施策にとても時間とお金をかけていると感じます。市長の方針ですか。 ●木戸部長：市長の意向は強いです。 ●鈴木副参事：昨年度の2件の不祥事を受け、教育長には二度とこども達を傷つけない、そのためには何でもやるという強い決心があります。保護者会でもそのように説明していました。 ●木戸部長：こどもの権利条例制定の際にもこだわりがあり、「こども条例」で終わらせずに「こどもの権利」を入れたというのは市長の強いこだわりだと聞いております。 また、今年度からこどもの貧困対策にも取り組んでいますので、今後、委員の皆様のご意見もお聞かせいただきたいです。 ●村上委員：今、外国籍の子の割合はどれくらいですか。 ●鈴木副参事：地域・学校によりますが、多いところで5～7%ほどです。 ●村上委員：北部の方が多いですか。 ●鈴木副参事：北部の中でも、三好丘小学校は多いですが黒笹小学校は少ないです。南部でも、南部小学校は比較的少ないですが、中部小学校や三吉小学校は多いです。 ●村上委員：住宅事情によりますか。 ●鈴木副参事：そうですね。 ●村上委員：多い学区で1割くらいですか。 ●鈴木副参事：1割には満たないですが、近いものはあります。 ●村上委員：貧困対策の対象には外国籍が多いですか。 ●木戸部長：そうですね、含まれています。 ●村上委員：夏休み中の食事提供では対象者に外国籍の子が多かったのですか。 ●木戸部長：低所得世帯には無料で弁当配布を行いましたが、配布した中で無料対象の子は全体の1割程度で、9割は費用負担のある低所得世帯ではない子でした。保護者の昼食準備の負担を減らすために利用する人が多かった印象です。 ●岩川副主幹：名簿を整理している印象では、外国籍の子は少なかったです。 ●永谷委員：本当のターゲットは貧困家庭ですが、そこに限ってしまうと他の子が来られなくなりますよね。一般家庭の子も来る中に貧困家庭の子も混ざれるようにという発想ですね。 ●木戸部長：おっしゃるとおりです。 ●永谷委員：こどもたちに一番なじみがある場所といえば児童

	館なのですね。 ●村上委員：弁当は給食センターで作ったのですか。 ●木戸部長：市内のスーパーで販売している弁当を配布しました。メニューは日替わりで、スーパーが提案しました。献立表を作ったので、それを見ながら利用申込をしてもらいました。 ●近藤課長：アレルギー対策で原材料をすべて提示しました。メニューによって申込数に差があったりと、こどもらしい傾向も見えました。 ●村上委員：画期的な取り組みですね。 ●近藤課長：それでは、以上で本日の議事を終了します。ご起立ください。一同、礼。ありがとうございました。